



宇治市ZEV普及促進事業費補助金

【充電設備】申請の手引き

令和
8年度

この制度は、宇治市域における温室効果ガスの排出削減を推進し、ZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)の普及を促進することを目的としています。

■補助金額 【急速充電設備】上限 20 万円

【普通充電設備】上限 10 万円

(どちらも購入経費の 2 分の1以内/対象は本体購入費です。工事費等は対象外です。)

■申請期間 令和 8 年 4 月 6 日(月)～令和 9 年 3 月 15 日(月)必着

△国の補助金の交付確定日から【6か月以内】の申請が必要です！

※国の補助金…一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

■対象となる事業者 (以下のすべてを満たす事業者)

- 宇治市内に事業所がある事業者
- 対象設備を所有していること
- 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団関係者ではないこと

■対象設備 (以下のすべてを満たす設備)

- 国の「**クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金**」の交付確定を受け、その確定日から【6か月以内】であること
- 中古品でないこと
- 設備を導入した土地・建物を申請者が所有しているか、所有者(※共有名義の場合は他の共有者全員)から設置の承諾を得ていること
- 宇治市内の事業所に設置された設備であること

■ 申請から交付の流れ △本補助金は、国の補助金が確定した後に宇治市へ申請する流れとなります。

- 1、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を申請し、確定通知書を受け取る。
 - 2、宇治市へ申請(国補助金の確定日から 6 か月以内・最終締切 3 月 15 日)
必要書類を揃えて、窓口または郵送で提出する。
 - 3、市 ZEV 補助金の交付決定兼確定通知書と請求書を受け取る。(申請から 2～3 週間後)
 - 4、請求書を宇治市環境企画課に提出する。(交付確定通知書を受け取ってから 30 日以内)
- ※市に請求書到着後、おおむね 3 週間前後で指定口座へ補助金を振り込みます。

必要書類などは裏面へ



■ 申請に必要な書類

△【重要】令和 8 年度から申請書の様式が新しくなりました！

必ず「令和 8 年度版」の新しい申請書をご使用ください。

※最新の申請書は、市ホームページからダウンロード、または窓口で配布しています。

▼補助金
ホームページ



【提出書類】

- 【充電設備・V2H 用】交付申請兼実績報告書(令和 8 年度版)
- 設備の設置場所が分かる地図
- 設備設置後のカラー写真(全体写真と型番が読み取れる写真)
- 設備の名称が分かる書類のコピー(注文書、売買契約書など)
- 設備の仕様書、カタログなど
- 支払いが完了したことが分かる書類のコピー(領収書、振込依頼書、ローン契約書など)
- 補助対象経費の内訳が確認できる書類(見積書や請求書の内訳など)
- 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付確定通知書のコピー
- 設備を設置した土地・建物の登記事項証明書(発行から 3 か月以内のもの)
※建物の登記事項証明書は、設備を建物内に設置する場合のみ必要です。
※建物を申請者のみが所有している場合は、固定資産税納税通知書のコピーでも可とします。
- (該当者のみ)承諾書
※申請者と土地・建物の所有者が異なる場合、または共有名義の場合のみ必要です。
- 市税に滞納がないことを証明する書類(発行から 3 か月以内のもの)
- (法人の場合)履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のコピー(発行から 3 か月以内のもの)
- (個人事業主の場合)事業を行っていることが分かる書類のコピー(開業届、直近の確定申告書など)
- 事業所の所在地が確認できる書類(賃貸借契約書、営業許可証など)
※他の書類で確認できる場合は提出不要です。

◎その他、審査において市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

■ その他

補助金の交付を受けた設備の処分制限期間は 5 年です。やむを得ず制限期間中に処分を行う場合は事前に届け出が必要です。

申請・問い合わせ

宇治市役所 環境企画課 TEL 0774-20-8726

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33

メール kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp